

匠の家づくり支援事業

【市内建築主（市外）型・市外建築主型】の概要

1 補助対象・条件

- ・次にあげる要件を満たす木造建築物を新築または増改築する、市内に本店、支店又は営業所がある建築事業者が対象です。
 - ・【市内建築主（市外）型】市民又は市内の法人の依頼を受けて、市外に建築される建築物。
 - ・【市外建築主型】市外の個人又は法人の依頼を受けて建築される建築物。
 - ・構造材の60%以上に市産材を使用すること。
 - ・市産材利用拡大のため匠の家モニターとして協力いただける方。
 - ・建築主に本事業の趣旨を説明し、承諾・同意を得られること。
 - ・市税の滞納者でないこと（高山市補助金交付規則第3条）

2 補助金額

- ・主な構造材への市産材の使用量に応じ、2万円/m³、内装材の市産材使用面積に応じ2千円/m²を乗じた額を上限として、建築事業者が建築主に贈呈する目的で市産家具などの木製品を購入した額を補助します。（上限額50万円）

3 木材の種類

- ・市産材・・・市内で伐採された木材であって、岐阜証明材推進制度実施要領により証明された「ぎふ証明材」

4 主な構造材の種類

構造材：土台、束、大引き、柱（通柱、管柱に限る）、梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木、方杖、火打ち

内装材：補助建築物内部の床面、壁面、天井面に内装仕上げとして使用される部材（床面、壁板、天井版等）

5 建築物の種類

- ・住宅、別荘、店舗、事務所等

6 贈呈する市産家具などの木製品について

- ・補助対象物品は、市内に本店を有する事業者で製造された家具・木製品と伝統工芸品で、市内に本店を有する事業者（法人、団体、自営業者（法人の場合は、法人登録の登記事項証明書の事業目的に、家具、木製品又は工芸品の販売についての記載がある事業者に限る。）から購入したものです。

※造り付け家具は対象となりません。

※伝統工芸品は、国が指定する伝統的工芸品又は岐阜県知事が指定する郷土工芸品が対象です。

7 市産家具などの木製品の購入の時期

- ・市が補助建築物の認定をし、着工した後から、建築物の引き渡し及び諸手続きが完了するまでに購入して下さい。

※ 詳しくは高山市役所森林政策課（電話 0577-35-3143）へお問合せください。